

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会(第2回)

我が国知財システムの強化に関する論点

平成26年11月11日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

1. 紛争処理機能の在り方等

(第1回委員会等での有識者の主な意見)

- ・ 知財裁判は8割が権利者の敗訴。裁判で守られない知財は価値がないので改善すべき。
- ・ 特許審査の質や迅速性がどれだけ向上しても、侵害訴訟の勝訴率や損害賠償額で魅力がなくてはシステム全体が盛り上がることはなく、改善すべき。
- ・ 損害賠償額の算定方法の見直し、無効の抗弁の撤廃、文書提出命令の範囲の拡大など、手続の改善をすべき。
- ・ 米国はディスカバリー制度により侵害立証が楽であるが、被告側から見て煩雑であり良い面・悪い面があることを踏まえて検討すべき。

(主な論点)

- 特許訴訟の件数・勝訴率・損害賠償額の現状をどう評価すべきか。
- 無効の抗弁の導入が特許訴訟にどのような影響を与えたか。
- 証拠収集手続は十分整備されていると言えるか。不十分であるとすればどのような改善が必要か。
- 中小企業の勝訴率が低い理由は何か。どのように改善を図るべきか。
- アップル v.s. サムソンの知財高裁判決を経た今、差止請求権の適切な行使の在り方に関してどのような検討課題があるか。

2. 特許権等の適切な付与等

(第1回委員会等での有識者の主な意見)

- ・ 審査の促進とのバランスを図りながら、良い権利を早く生み出していくことに取り組むべき。
- ・ 特許庁における審査も質は高いが、従来、権利取得しづらい方向で動いてきたことを反省すべき。
- ・ 米国・中国と比較すると日本の補正制度は厳しい規定が設けられている。
- ・ 再生医療については広く権利が認められるよう改善すべき。
- ・ 公開公報中の情報は海外では権利化しなければ無料で使用される。公開制度の在り方をもう一度議論すべきではないか。
- ・ 中小企業は、特許権だけでなく、商標権や意匠権も活用した総合的な知財戦略を考えるべき。

(主な論点)

- 迅速性を維持しつつ、審査の質を向上するために必要となる取組は何か。
- 特許明細書等の補正の制限の現状をどう評価すべきか。
- 先端医療技術に係る特許の保護は十分か。保護が足りないとすればそれはどのような場合か。
- 技術流出防止の観点から現行の公開制度や審査請求制度をどう評価すべきか。
- 地方創生に向け、審査・審判の実務において取り組むべき施策は何か。
- 意匠・商標の活用は十分になされているか。意匠・商標の活用促進に向けて必要となる取組は何か。

以 上